

杉並区会計年度任用職員(一般)【社会教育担当】募集案内

令和6年4月10日
杉並区教育委員会事務局

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員 (一般)	社会教育 担当	月16日/ 1日7時間45分	若干名	社会教育センター 杉並区梅里1-22-32

(2) 仕事内容

社会教育事業の実施に係る業務（講座等の企画運営や連絡調整、資料等の作成、社会教育関係団体の支援などを含む）および関連する一般行政事務（文書起案、会計処理など）に従事いただきます。パソコン（ワード・エクセル等）による各種文書作成やデータ入力、電話対応、接客などもあります。

このほか、杉並区及び杉並区教育委員会の一般業務等に従事していただく場合があります。

(3) 任用期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

※条件付採用期間（試用期間）1か月

※公募によらない再度の任用制度あり

（公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。そのうえで、1年度ごとで5回までとします。）

(4) 応募資格

以下のいずれかに該当する方

ア 文部科学大臣の定める社会教育士の称号を取得している方

イ 学校教育法に定める大学において社会教育に関する科目の単位を修得し、卒業した方

ウ 社会教育主事講習の修了証書または教育職員の普通免許状を有する方

エ 文部科学大臣の指定する社会教育に関係のある職または事業に3年以上従事した方

オ 前4号に掲げる者のほか、社会教育に関する知識や経験を有し、社会教育の振興に熱意を有する方

※採用された方には、応募資格に定めた資格証明書の写しを提出していただきます。

次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

申込方法	申込期限	送付先・申込場所
郵送 または 持参	令和6年4月30日（火）まで 《必着》 (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで)	〒166-0011 杉並区梅里1-22-32 (セシオン杉並内) 杉並区立社会教育センター宛

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（一般）【社会教育担当】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず**簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

申込書類

ア 『杉並区会計年度任用職員（一般）【社会教育担当】採用選考申込書』

- 写真（最近3カ月以内に撮影したもの）を必ず貼付してください。
- 教育に関わる資格や経歴がある場合は、明記してください。

イ 作文

- 課題

「あなたが取り組んだこと（仕事、地域活動など）の中で、自信につながっていること」

- 用紙・字数

A4判で800字～1,000字程度（様式自由・パソコン使用可）。

ウ 参考資料（任意）

- これまでに主催者や運営者として携わったイベント・講座・活動等の成果物があれば、参考に添付してください。

<例> 主催者として関わった取組の報告書や記録集

ご自身がデザインしたチラシやパンフレット

講師を務めた「〇〇づくりワークショップ」等で制作したモノ

ご自身が制作したWEBサイトや開発に関わったアプリ等の説明資料

- 添付が難しい成果物については、画像等で資料にまとめていただいても構いません（A4判・両面・2枚以内・パソコン使用可）。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書類により書類選考を行います。 ※申込書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用しません。
合格発表	合格にかかわらず、令和6年5月9日（木）までに第一次選考受験者に結果通知を発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○令和6年5月16日（木）、17日（金）、20日（月）のいずれか一日 ○杉並区役所本庁舎（予定） ※詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。	
方 法	個別面接	会計年度任用職員（一般）【社会教育担当】として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和6年5月下旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【5】 報酬・手当

月額 195,936円（令和6年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当・勤勉手当を支給します。（6か月以上の任用期間がある場合に支給します。ただし勤務時間が1週15時間30分未満かつ勤務日数が1週2日以下の場合には支給対象外です。）

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、月16日勤務です。
ただし、土曜日・日曜日・祝日法による休日に勤務日となる場合があります。
- ◇ 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務です（休憩時間は別途60分）。
- ◇ 夜間開催の社会教育事業など、公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）になることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、年10日付与されます。（翌年度も再度任用された場合、2年目以降は年13日付与されます。）
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。（期末手当該当者のみ）

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設される地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申込み・問合せ先

杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課社会教育センター

〒166-0011 杉並区梅里1-22-32（セシオン杉並内）

電話 03-3317-6621（直通）

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>